明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○社会生活基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一八三）　一
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一六五～一六九、一七二、一七三）　二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一七〇）　三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一七一）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五三

## 告示

**○総務省告示第百八十三号**

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）第六条第一項の規定に基づき、調査票の様式を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。なお、社会生活基本調査規則に基づき、調査票の様式を定める件（平成十八年総務省告示第百七十九号）は廃止する。

平成二十三年五月十二日

総務大臣　片山　善博